

### 3 国民健康保険の加入者が進学により転出される場合は手続きが必要です

国民健康保険証は住所がある市町村で発行するため、市役所で転出の手続きをすると仙北市の国保の資格は喪失することになります。ただし、国保に加入している方が進学のため転出される場合は、世帯主（保護者）の申請により仙北市から保険証が発行できます。お近くの各庁舎、出張所で手続きをお願いします。

また、前年に同様の手続きをしていた方には関係書類を世帯主あてにお送りしていますので、更新または非該当の手続きをお願いします。（学生本人の国民健康保険証、印鑑、学生証を持参してください）※今年4月から入学される方も転出手続き時に申請できますが、入学後に発行される在学証明書を後で必ず市役所にお届けください。



### 4 福祉医療からのお知らせ 4月に小学校入学、またはひとり親家庭で3月に高校等卒業の方へ

現在、3月31日で終了となる福祉医療費受給者証をお持ちの方でも、新たに別の区分で該当する場合があります。

身体障害者手帳1～3級または療育手帳Aをお持ちの方は障がい者の区分で、ひとり親家庭の6歳以上の方についてはひとり親家庭の区分で、引き続き福祉医療に該当する旨別途対象者あてに通知します。

また、ひとり親家庭の区分に該当させるには、対象者の申請が必要です。所得制限もありますが、現在ひとり親家庭の方で福祉医療費受給者証をお持ちでなくても、該当すると思われる方、その他不明な点については市民課国保年金係までお問い合わせください。



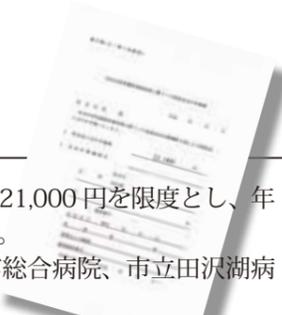
### 5 国民健康保険・後期高齢者医療 人間ドック受診助成制度のお知らせ

仙北市国民健康保険では、病気の早期発見・早期治療に役立てていただくため、人間ドック受診の助成を実施しています。

また、後期高齢者の人間ドック受診にも助成を実施しています。制度を活用して人間ドックを受診し、健康状態をチェックしましょう。

- 対象者／
- 【国保の人間ドック助成】
- ◆仙北市国民健康保険の被保険者で、平成24年4月1日から平成25年3月31日に年齢が40歳以上75歳未満（後期高齢者医療対象者除く）の方
- ◆前年度までの国保税を完納されている方
- 【後期高齢者の人間ドック助成】
- ◆仙北市に住所がある後期高齢者医療の被保険者で、平成24年4月1日から平成25年3月31日に国保の人間ドック助成を受けていない方
- ◆前年度までの後期高齢者医療保険料を完納されている方

- 助成金額／どちらも1人21,000円を限度とし、年度内で1回のみとします。
- 受診医療機関／市立角館総合病院、市立田沢湖病院、仙北組合総合病院
- ※受診希望の方は、直接医療機関へ予約をしてから助成金の申請を行ってください。窓口で受診日の確認をします。
- 募集期間／平成24年4月1日～平成25年3月31日
- 持参するもの／国民健康保険証または後期高齢者医療被保険者証、印鑑
- 受付場所／仙北市役所各庁舎・各出張所の窓口
- ※申請をしないで受診し、費用を全額支払った場合でも年度内に申請すれば、助成を受けることができます。
- 印鑑・領収書・金融機関の通帳を持参し、手続きをしてください。



### 1 高額な通院治療を受ける皆様へ 平成24年4月1日から限度額認定証等を提示すれば、 窓口での支払いが自己負担限度額までになります！

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、抗がん剤治療や投薬治療をはじめとする高額な通院治療を受けていても、いったん医療費の全額をお支払いいただき、後で高額療養費として払い戻しされていましたが、平成24年4月1日からは、医療機関窓口で限度額認定証等を提示すれば、窓口での支払いが自己負担限度額までとなり、それを超える分を窓口で支払う必要がなくなります。また、調剤薬局についても同様の取扱いを受けることができますようになります。

※詳細については、国民健康保険・後期高齢者医療加入の方は市民課国保年金係、職場の健康保険などに加入の方は、各保険者の窓口までお問い合わせください。



高額な通院治療を受けている方	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 70歳未満の方</li> <li>● 70歳以上で住民税が非課税の方しかない世帯の方</li> </ul>	加入する健康保険窓口で「限度額適用認定証」（非課税の方のみの世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）の交付を申請してください。	保険証と一緒に交付された「限度額適用認定証」（非課税の方しかない世帯は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を窓口で提示してください。
● 70歳以上75歳未満で、住民税が課税となっている世帯の方	必要ありません	保険証と一緒に「高齢受給者証」を窓口で提示してください
● 75歳以上で、住民税が課税となっている世帯の方	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口に掲示してください

※限度額認定証等を提示しない場合は、従来どおりの取り扱いになります。

### 2 70歳～74歳の方の医療費負担が1割に据え置かれます

国民健康保険証をお持ちの70～74歳の方の病院など医療機関での窓口負担について、平成24年4月から2割負担に見直すと言われていましたが、平成25年3月までの1年間、窓口負担が1割に据え置かれることになりました。

現在高齢受給者証をお持ちの方には1割負担を据え置く旨の記載がある新しい受給者証を3月下旬に郵送で交付します。

※既に3割負担を頂いている方、後期高齢者医療制度の対象となる一定の障害認定を受けている方は除きます。

